

住民基本台帳ネットワークシステム

8月5日スタート

市区町村ごとに保有している住民票情報のうち本人確認情報(4情報【氏名・生年月日・性別・住所】、住民票コードとこれらの変更情報)を行政機関へ提供します。

各種行政の基礎となっている住民基本台帳の全国ネットワークが稼動します。

平成15年8月からは第2次サービスが始まり、住民基本台帳事務の効率化を図ります。(住民票の写しの交付が全国どこからでも受けられます。また、引越しの場合の手続きが簡略化されます。)

住民票コードとは?

住民票の記載事項として、新たに記載された無作為に抽出された11桁の番号です。このコードは本人の申請により変更することができますが、特定の番号を選ぶことはできません。

住民票コードは、ネットワークシステムからの情報を正確・迅速に取り出すために必要なコードであります。通知されると、住民票コードは、今後、行政機関への届出・申請の際に求められることがありますので、

可欠であり、今月下旬には皆さんに通知します。通知されると、住民票コードは、今後、行政機関への届出・申請の際に求められることがありますので、

指定情報処理機関(総務大臣より指定された機関)

※CS(コミュニケーションサーバ):各市区町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのコンピュータと住民基本台帳ネットワークシステム(既存基システム)との橋渡しをするために新たに設置するコンピュータ
※FW(ファイアウォール):不正侵入を防止する装置

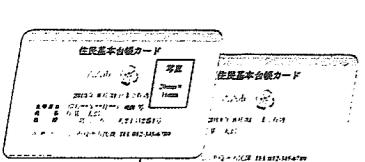
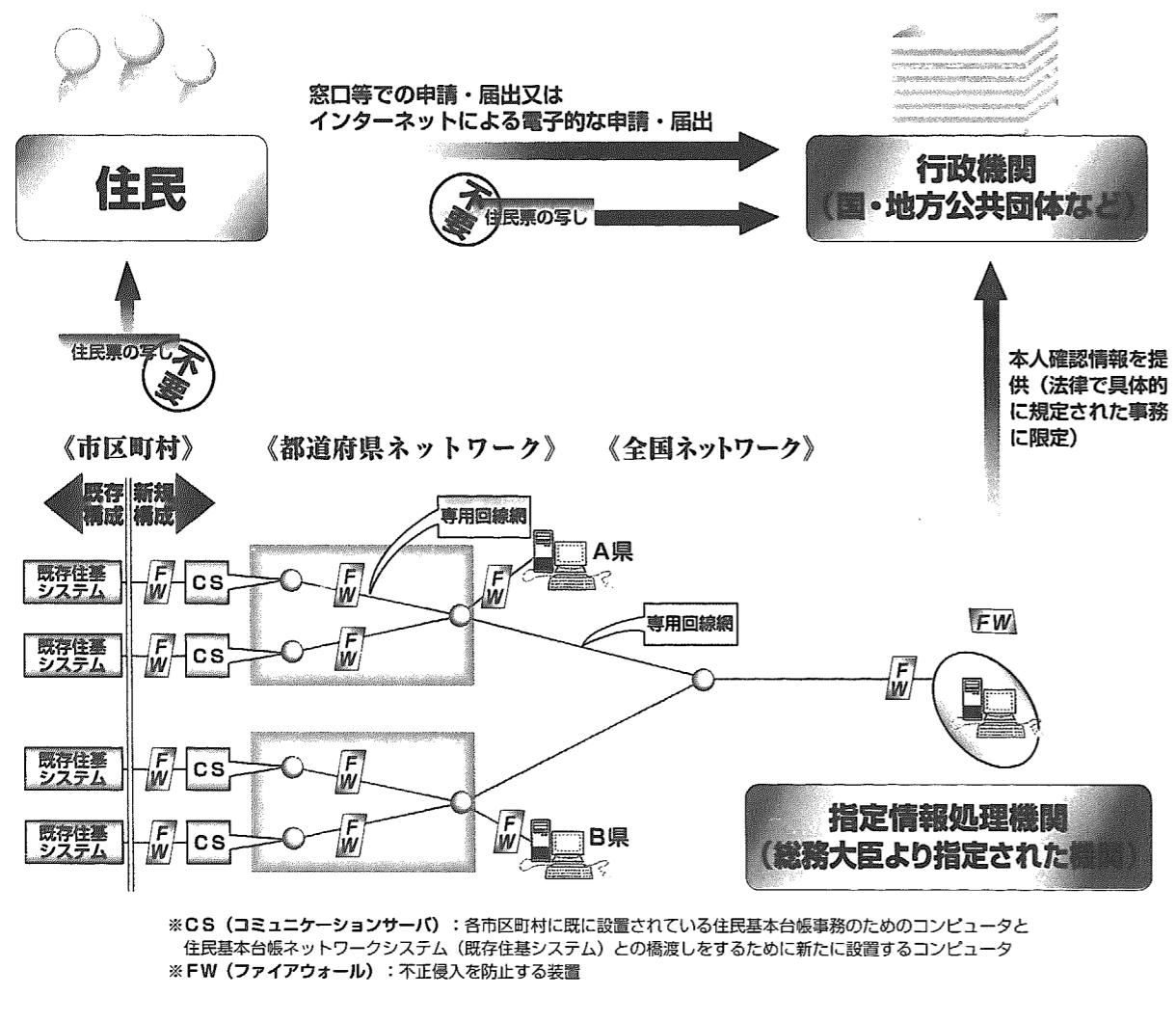
住民基本台帳法の改正により、住民票に記載する事項として「住民票コード」が新たに加わります。

住民基本台帳ネットワーク(住民基本台帳法の改正により、住民票に記載する事項として「住民票コード」が新たに加わります。)は、全国の市町村と都道府県、国の指定情報処理機関を専用回線で結び、この住民票コードを基に効率的に本人確認を行う全国共通のシステムです。

住民基本台帳ネットワークシステムとは

大切に保管してください。

本人確認情報を行政機関等に提供します



※住民基本台帳カードは、セキュリティ上極めて安全なICカードを用い、希望により村長から交付されます。(カードの交付は15年8月以降です。交付手続きについては、今後お知らせします)

個人情報の保護対策
は万全です

の事項を記載した転出届を転出地の市町村に郵送すると、「転出証明書」を受ける必要がなく、住民票の異動手続きが転入地の市町村窓口へ1回行くだけで済みます。
※住民基本台帳カードについては、希望により来年8月以降に発行されることになりますので、今後詳細を皆さんにお知らせします。

お問い合わせ
住民基本台帳ネットワークシステムについてのお問い合わせは、
住民課住民係
82-5713
へどうぞ

★技術対策
専用回線を利用し、外部からの不正侵入を防止する装置を設けることで、情報の漏えいを防止します。

★運用対策
住基ネットの操作者をICカードやパスワードで厳重に確認します。

★制度対策
市町村から都道府県や指定情報処理機関に送られる情報は、本人確認情報に限定されます。
本人確認情報を提供する行政機関等の範囲と利用目的を法律で具体的に限定し、目的外利用することを禁止しています。
民間事業者が住民票コードを利用するすることは禁止されています。

住基ネットでこんなことが便利になります
《平成14年8月から》

保存された本人確認情報は、行政事務について、行政機関等の求めに応じて提供され、その行政事務に必要な本人確認を利用されます。
また、転出・転入などの手続きに必要な統柄や戸籍の表示などの情報は、直接市町村がやりとりします。

②全国どの市町村でも、住民票の写しの交付が受けられます(ただし、本人の希望により村が発行するICカードを持つている人に限られます)
現在は、住所地の市町村での他の市町村で受けられるようになります。
③引っ越しの際の転出・転入の手続きが簡単になります。
住民基本台帳カード(本人の希望により村が発行するICカード)を持っている人が転出する際には、事前に一定の手続きが必要になります。

①各種行政手続きで住民票の写しの添付が不要になります。現在、恩給などの給付や各種の資格登録手続きで、住所や生存確認のために住民票の写し等の添付が必要な場合がありますが、住基ネットで本人確認を行うことにより、住民票の写しの添付が不要になります。
それぞれの事務で8月以降、順次実施される予定です。